

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 島根支部
特別支援学校教育支援事業 募集要項

特別支援学校を対象とした教育支援事業は、そこに学ぶ幼児・児童・生徒の教育環境の充実のための行うことを目的としています。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 島根支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

青少年の健全な育成に資するため、教育・文化の発展・向上に寄与するという当会の目的を実現するため、特別支援学校を対象に、教育図書または教材・教具の贈呈を通して、学校教育の向上・発展に寄与することを趣旨とします。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの

(3) 募集対象

県立特別支援学校

(分教室・分離校舎のある学校では、それぞれの分教室・分離校舎も対象とします)

(4) 募集期間 令和4年10月24日（月）～令和4年12月16日（金）

(5) スケジュール

令和4年	10月中旬	助成の案内（募集要項）を学校に送付
	10月24日	申請受付開始（申請には <u>見積書（宛先は「公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部」）</u> が必要）
	12月16日	<u>申請締切</u>
令和5年	1月上旬	選考
	1月下旬	決定通知を学校に送付 決定通知受領後、学校は、直ちに教育図書または教材・教具を発注。 学校は、納品後速やかに、購入業者から <u>納品書・請求書（宛先は「公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部」）</u> を受領し、物品支払口座報告書（様式2）とともに島根支部へ送付（3月17日が <u>送付締切</u> ） その後、島根支部から、購入業者へ代金支払い
	3月31日	成果報告書の <u>提出締切</u>

※ 申請書について問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成決定後に活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

募集要項に添付してある「特別支援学校教育支援事業 申請書」（様式1）に、必要事項を記入し、**見積書（宛先は「公益財団法人日本教育公務員弘済会 島根支部」）**を添付して島根支部に郵送ください。

② 締切

締切は**令和4年12月16日（金）当日消印有効**とします。

【個人情報取り扱いについて】

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、助成内容、助成金額や贈呈式の様子を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

3. 助成対象物品

1校あたり20万円（税込）を購入物品の上限とします。

助成対象の物品は、教育図書または教材・教具とします。

ただし、以下に記載した費用は**対象外**とします。

(1) 教職員用の図書を購入する費用

(2) 教材・教具の場合、汎用性のある機器等の購入費

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4. 選考

(1) 選考方法

- ① 日本教育公務員弘済会島根支部教育振興事業選考委員会の選考後、島根支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ② 決定後、採否結果と助成金額を文書で各申請学校に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 : 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 : 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。
- ③ 事業の必要性 : 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 : 申請内容の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5. 成果報告書等の提出

- (1) 助成対象校は、申請金額に応じた教育図書または教材・教具を発注してください。その際、必ず購入店等から請求書（原本）と納品書を受け取り、島根支部へ提出してください。（**請求書等の宛先は「公益財団法人日本教育公務員弘済会 島根支部」**としてください。）
- (2) 指定された様式にて成果報告書（様式3）を、**令和5年3月31日（金）までに**、島根支部宛に郵送にて送付してください。
- (3) 提出された成果報告書・資料等は、島根支部が公表できるものとします。

6. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 書類管理の都合上、島根支部への持参はお断りします。
- (3) 万一、故意の虚偽記載の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

〒690-0887*

島根県松江市殿町33

(担当) 専任幹事 池尻和良

T E L : 0852-24-1059 F A X : 0852-31-6089

E-mail : simane@nikkyoko.or.jp

URL : <https://www.nikkyoko-shimane.jp>